



『無効』の訴えが起きている5月26日のチッソ株主総会

チッソ株主総会は無効

大阪地裁、一株株主が訴え

【大阪】ガードマンや社員株主
が暴力で一株株主の発言を封じた
チッソ株式会社の株主総会は無効
と、水俣病の企業責任を追及し

会社（本社・大阪市北区京橋町、
島田賛一社長）の第四十三回定期
会社（木戸・兵庫区淡路四ノ二、
島田賛一社長）の第四十三回定期

会）の新規社経営、甲賀喜夫さん（登）
訴えによると、五月十六日、
大阪市西区の大坂厚生年金会館で
開かれたチッソ株式会社の第四十
三回株主総会に、水俣病の患者や
家族、「告発する会」の会員らが
一株株主として出席した。しかし
総会は四十三回の営業報告
書、賃借対照表などの承認と取締
役、監査役の選任などを賛成多数
で原案通り可決して、十二分間で
閉会した。

甲賀さんは総会無効の理由とし
て①早朝から整列して入場を待つ
ていた株主全員が会場にはいる前
に開会した②甲賀さんは監査役に
立候補すると、事前に会社に通告
したが、投票などの選任手続きが
行なわれなかつた③ガードマンや
社員株主が演壇前の座席を占拠し、
暴力で株主の発言を抑圧した④甲

訴えを大阪地裁に起こした。
訴えたのは「水俣病を告発する
会」の神戸市兵庫区淡路四ノ二、
島田賛一社長）の第四十三回定期

賀さんが、議長不信任などの動議
を出したのに無視したことであ
げている。

チッソの株主総会は、昨年十一
月の第四十二回総会についても、
「告発する会」の後藤孝典弁護士
ら二十八人が決議取り消しの訴え
を起こし、現在、大阪地裁で審理

されているが、第四十三回株主総
会の話、総会運営に違法な点はな
く、決議は有効であると確信して
いる。

久我正一チッソ株式会社総務部
長の話、総会運営に違法な点はな
く、決議は有効であると確信して
いる。